

令和 6 年五所川原市教育委員会第 4 回定例会会議録

五所川原市教育委員会

令和6年五所川原市教育委員会第4回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果

議決議案なし

令和 6 年五所川原市教育委員会第 4 回定例会会議録

日時：令和 6 年 4 月 22 日（木） 午後 1 時 30 分開会

場所：五所川原市本庁舎 3 階 議会委員会室

◎議事日程

開会

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 前回会議録の承認（令和 6 年第 3 回定例会）

第 4 教育長の報告

第 5 付議案件なし

第 6 その他

閉会

◎出席教育長及び委員（５名）

教育長	原	真	紀	
１番	丁子谷		悟	委員
２番	奈良	陽	子	委員
３番	楠美	恭	寛	委員
４番	奥山	彩	香	委員

◎説明のため出席した職員（７名）

教育総務課	教育部長	藤	原	弘	明
社会教育課	課長	須	藤	淳	也
スポーツ振興課	課長	棟	方	龍	峰
学校教育課	課長	村	元	宏	禎
学校給食センター	課長	蒔	苗	勝	久
図書館	所長	葛	西		一
	館長	山	内		淳

◎職務のため出席した職員（３名）

教育総務課	課長補佐	工	藤		大
学校教育課	課長補佐	三	上	裕	久
教育委員会	事務員	山	田	理恵子	

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が4名、定足数に達しております。これより令和6年五所川原市教育委員会第4回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、1番 丁子谷委員、2番 奈良委員を指名いたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第2、会期決定についてお諮りいたします。今定例会の会期は本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（令和6年第3回定例会）

○教育長

日程第3、前回の会議録の承認について、御異議なければ承認したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、前回会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

日程第4、教育長の報告をいたします。

4月8日、午前中に市内の小学校11校で、午後は市内の中学校6校で令和6年度の入学式が行われました。市内小学校における新入学児童数は308人でした。また市内中学校における新入生徒数は338人でした。

次に、令和6年4月1日現在の市内の児童生徒数について報告いたします。小学校児童数は1,990人、中学校生徒数は1,033人、小学校と中学校の合計では、3,023人となっています。昨年度の4月1日の児童生徒数と比較すると、小学校では47人の減少、中学校では45人の減少。合計で92人の減少となっております。私からの報告は以上です。

◎付議案件

○教育長

次に、日程第5 付議案件ついてですが、本日までに提案されたものはございませんでしたので、その他としてまずは事務局から何かございませんか。

○社会教育課長

(社会教育委員の辞任について報告した。)

○教育長

ただ今の説明に対して質問などありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

事務局からほかにございせんか。
なければ委員の皆様から何かございせんか。

○奥山委員

最近のネットニュースの記事から見て思ったことなんですけど、教職員による児童生徒への暴言や不適切な指導を懲戒処分の対象として処分基準に明記していない教育委員会についての記事で、都道府県・政令市67教委のうち19教委で明記しておらず、明記していない教委が3割になることが毎朝新聞の記事により分かったんですけど、五所川原市内において、保護者等による小中学校教師における不適切な指導についての報告があがってきた場合の流れをお伺いします。

○学校教育課課長

児童生徒や保護者等から、教員の指導に関する要望等が寄せられた場合には、その状況の確認を行うなど、的確な情報収集に努めることが重要になりますので、当該校の校長に調査を行ってまいります。調査から教諭等の指導に課題があると認められた場合には、校長が該当教諭等に対し、指導、助言、その他の支援を行うことになります。

また、処分等のお話がありましたが、校内での対応だけでは十分な指導の改善が見込まれないと判断し、文科省が定義する指導が不適切である教諭等に該当すると考える場合には、県の教育委員会に報告・申請を行い、指導改善研修を受講させることになります。研修期間は、研修を開始した日から1年を超えない範囲内、延長しても2年を超えない範囲で任命権者が定めることになります。指導改善研修後、指導の改善の程度に関する認定として、学校に復帰、再受講、分限免職、免職、採用等が決定されることになります。

○奥山委員

先月の3月に懲戒処分基準というものを県に対して基準を定めることが難しいという通知が出ているという記事もありましたので、こういったものについて今後五所川原市では基準等を定めることがあるのかお伺いします。

○学校教育課課長

現時点ではそのようなことはありません。決定していくのは県の教育委員会になります。

○奥山委員

教員等による体罰等がないかのアンケートがあると思うが、その中で集まった事例などについては、どのように対応しているのですか。

○学校教育課課長

平成25年に文部科学省から県教育委員会を通して、体罰の実態把握と根絶のために各学校において年度に少なくとも1回、児童生徒及び保護者、教職員に対し、体罰調査を実施するよう通知がでています。

この調査の結果、体罰や体罰と疑われる事案の記載や申出があった場合、校長は速やかに教育委員会に報告するとともに、関係児童生徒、当該教職員に聞き取り等による調査を実施することとしています。教育委員会としても対応状況等の把握や指導・助言を行うこととしています。体罰が確認できた場合、学校は関係児童生徒・保護者への説明と謝罪を行います。また、その後、児童生徒への心のケア、当該教職員への指導、生徒指導体制の再確認、校内研修の実施、児童生徒の情報共有など、再発防止に向けた取組を行います。

○奥山委員

ありがとうございました。

○教育長

ほかにございませんか。

○丁子谷委員

4月18日に全国学力・学習状況調査が小学6年生、中学3年生で2科目やると新聞で見たが、去年までは小学5年生、中学2年生ではなかったか。また、コロナやインフルで学校単位で受けなかったところはあるのか。

○学校教育課課長

まず、全国学力・学習状況調査は小学6年生、中学3年生となっています。小学校5年生、中学校2年生は県の調査になっています。検査日に体調不良等により受けられなかった児童生徒はいましたが、学校単位ではありませんでした。

○丁子谷委員

県の学習調査は今年から廃止したいようだが、どうなっているのか。

○学校教育課課長

今年度から今後は実施しないとなっています。また、代替等は連絡していません。

○丁子谷委員

やる、やらないはいいとして、せっかく学力向上のために活用してきたのに無にされるのはどうなのか。

それと働き方改革の一貫なんだろうけど、「教職調整額」を2.5倍というのは4パーセントに対してなのか。仮にそうなった場合、10パーセントは全員になるのか。

○教育長

先週の新聞の報道にあった件ですね。教員が10パーセントです。学校事務職員については残業の仕組みがこれまでもありましたので、いわゆる世間で言われている定額働かせ放題の土俵とはまた別の土俵になりますので、教員の部分については様々な対応が必要になるので、まだ決定ではなくてどうかという方針が出たというところで、これについてはまだまだいろいろな御意見があって、いわゆる定額働かせ放題の解決にはなっていないように思われます。これから多分、国レベルでもかなりの議論がこれからなされていくと思っています。方針としては、そういったお話が出たという段階です。

○丁子谷委員

超過勤務は命令して、受けて、成立すると思うが、一生懸命やっている人とそうでない人の格差があるため、全員なのかと聞きました。教育長が言ったとおり、まだ決定ではないということでしたので、これはこれでいいです。

また、中学校の部活動の地域移行の体制づくりはどのくらい進んでいるのか。

○スポーツ振興課長

部活動検討委員会について立ち上がっていて、今後計画を作成していくのですが、現在話せる形では進んでいません。

○丁子谷委員

子供たちの間でも話題になっているので、学校を通してやっていくのか、それともこちらでお知らせするのか。団体が組める学校はいいけど、それができない学校もあるので、別の種目をやりながらこちらをやるという風になっているので、その辺を把

握しながらいい方向に導いてほしいと思う。

それと、県民スポーツ大会は五所川原市には何の種目が来るのか。

○スポーツ振興課長

県民スポーツ大会なんですけど、西北五地区が会場になります。なので、何の種目とかではなく、西北五地区で会場を分散しながらやっていきます。種目の会場は全て決まっていて、五所川原市でいうと例えばソフトボールとかサッカーなどが会場になっています。

○丁子谷委員

やっぱり盛り上げていかないと、国スポみたくやらない方がいいのではないかと発展していきますので、その辺のPRも必要なのかなと思う。

○スポーツ振興課長

国スポなんですけど、令和8年10月に予定しておりまして、五所川原地区で開催されるのが成年女子バレーボールが市民体育館で開催されるのでお伝えします。

○教育長

ほかにございますでしょうか

○楠美委員

金木の公民館の件で大ホールが閉鎖していると思うんですが、今使用している団体が和室を使ってくださいと言われていたんですが、違うコミュニティーセンターに活動場所を移してもらって、みんな決まったら公民館を閉鎖すると聞いたがそうなのか。

○社会教育課長

実際、金木公民館の大ホールほか、各室使っている団体に対しましての説明といたしましては、金木公民館の建物の耐用年数が50年、今年でちょうど築50年が経っており、また、大ホールの現在の状況も考慮して、金木地区のコミセンや金木支所などの代替施設に活動拠点に移してくださいとお話させていただいておりました。市の方針といたしましては、大規模改修するか、また新しい建物を建てるのか、それとも既存の施設を有効に活用していくのか、いろいろ検討しているんですけど、楠美委員が

おしゃったとおり、いずれは使えなくなるのが近々迫ってくるのかなと。実際、新しい施設の建設計画もありますけど、いつの建設になるのか申し上げることが今現状できないですけど、そういった形で市民の方たちに対して安全、安心が1番大事だということではかの施設で活動してくださいと。そうなった場合、金木公民館を使用する団体がいなくなるようであれば閉める形になると思います。

○楠美委員

いつまでというのはまだ決まっていないということですか。

○社会教育課長

今のところそうなります。

○楠美委員

分かりました。

○教育長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは、以上で本日の日程は全て終了しました。

これにて令和6年五所川原市教育委員会第4回定例会を閉会いたします。

午後1時56分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年5月24日

五所川原市教育委員会教育長 原 真 紀

五所川原市教育委員会委員 1 番 丁子谷 悟

五所川原市教育委員会委員 2 番 奈 良 陽 子

会議の書記 教育総務課長 須 藤 淳 也